

重要なお知らせ

入札参加有資格者のみなさまへ

大阪広域環境施設組合

工事請負契約等における「最低制限価格」及び 「調査基準価格」の算定方法の変更について【お知らせ】

令和6年12月1日以降開札分から、最低制限価格及び調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）における算定方法について、次のように変更されますので、十分にご留意ください。

- 最低制限価格のランダム係数の見直しについて（工事請負契約、測量・建設コンサルタント等及び業務委託契約）

最低制限価格について、現状の算定方式により算出された額を超える有効な入札がなく、かつ算出された額が基礎額以上で、その額から基礎額までの範囲内に入札があった場合は、この範囲内で最も高い入札の価格を上限として、基礎額にランダム係数を乗じた価格とします。

具体的なイメージは別添「最低制限価格のランダム係数の見直しにかかるイメージ図」をご覧ください。

- 再制限価格設定基準及び低入札価格調査制度における調査基準価格の算定方法について（測量・建設コンサルタント等）

1 最低制限価格等の範囲

	改正前	改正後
測量業務	(変更なし)	
建設コンサル業務 補償コンサル業務	予算価格算出基礎額 ×0.6~0.8×無作為係数	予算価格算出基礎額 ×0.6~0.81×無作為係数
地質調査業務	(変更なし)	

2 最低制限価格等の算定式

	改正前	改正後
測量業務	(直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>0.48</u>)×無作為係数	(直接測量費+測量調査費+諸経費× <u>0.50</u>)×無作為係数
建設コンサル業務 (建築)	(変更なし)	
建設コンサル業務 (土木)	(直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費× <u>0.48</u>)×無作為係数	(直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費× <u>0.5</u>)×無作為係数
地質調査業務	(直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費× <u>0.48</u>)×無作為係数	(直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費× <u>0.5</u>)×無作為係数
補償コンサル業務	(直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費× <u>0.45</u>)×無作為係数	(直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費× <u>0.5</u>)×無作為係数

なお、令和6年11月30日開札分までは、従前（改正前）のとおりとします。

【関係規程】

- (1) [工事請負契約に係る最低制限価格設定基準](#)
- (2) [測量・建設コンサルタント等に係る最低制限価格設定基準](#)
- (3) [業務委託契約に係る最低制限価格設定基準](#)
- (4) [測量・建設コンサルタント等に係る低入札価格調査制度運用要領](#)

ランダム係数算出方法の見直しのイメージ図

現行

入札参加者AからDの4者
A~C：ランダム係数上振れのため最低制限価格未満
D：ランダム係数最小値未満のため最低制限価格未満
以上より入札は不落となる。

予定価格

ランダム係数最大値(1.0100)の最低制限価格

ランダム係数を乗じた最低制限価格

A業者(最低制限価格未満)

B業者(最低制限価格未満)

C業者(最低制限価格未満)

D業者(最低制限価格未満)

最低制限価格
基礎額

ランダム係数の
設定範囲

改正

現行のとおり①かつ②の場合、②の範囲内で最も高い入札を上限としてランダム係数を再設定する。

- ①最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた額を超える有効な入札がない。
- ②最低制限価格基礎額にランダム係数を乗じた額が最低制限価格基礎額以上で、その額から最低制限価格基礎額までの範囲内に入札がある。

以上により再設定されたランダム係数によりBが落札者となる。

予定価格

ランダム係数を乗じた最低制限価格

A業者(有効札)

B業者(落札者)

C業者(最低制限価格未満)

D業者(最低制限価格未満)

ランダム係数最小値(0.9950)の最低制限価格